

みどり市公共工事における週休2日制実施要綱

令和7年5月1日
告示第74号

(趣旨)

第1条 この告示は、建設業における健康的で満足度の高い労働環境の確保に資するため、市が発注する工事(以下「公共工事」という。)において週休2日制を実施することに関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 現場閉所 1日を通じて公共工事の現場(現場事務所を含む。以下「工事現場」という。)における作業(以下「現場作業」という。)を行わず、当該工事現場を閉所することをいう。ただし、次に掲げる現場作業を除く。

ア 巡回パトロール、保守点検その他の工事現場の管理上必要と認められる作業

イ 災害の発生その他の緊急事態に対応するためにやむを得ず工事現場に出勤して行う作業

(2) 完全週休2日 公共工事を実施する期間中の全ての月において現場閉所する日を1週につき2日以上設けることをいう。

(3) 4週8休現場閉所 公共工事を実施する期間中の全ての月において現場閉所する日を4週につき8日以上設けることをいう。

(4) 週休2日制 公共工事を実施する全期間を通して完全週休2日又は4週8休現場閉所による施工を確保することをいう。

(市の責務)

第3条 市は、週休2日制の実施の対象とする公共工事(以下「対象工事」という。)以外の工事であっても、週休2日制の実施に十分な工期の設定に努めるものとする。

2 市は、週休2日制の実施に当たり、対象工事を受注した者(以下「受注者」という。)の負担が増えないようにするとともに、受注者からの協議に速やかに対応するなど、週休2日制が達成されるよう、できる限り配慮するものとする。

(受注者の責務)

第4条 受注者は、受注した対象工事の現場閉所日においては、当該工事現場に従事する全ての労働者について当該日を休日とするよう努めるものとする。

(週休2日制の原則)

第5条 週休2日制は、原則として土曜日及び日曜日を現場閉所日とする完全週休2日により実施するものとする。この場合において、必要があるときは、市と受注者の協議により、土曜日及び日曜日以外の日を現場閉所日として設けることができるものとする。

2 週休2日制の実施の対象とする期間(以下「対象期間」という。)は、工事に着手する日(実際の工事のための準備工を伴う工事にあつては当該準備工が開始される日、設計施工一括発注方式による工事にあつては当該工事に係る詳細設計が開始される日)から工事が完成する日までの期間とする。この場合において、次に掲げる期間は、

対象期間に含めない。

- (1) 年末年始の6日間
- (2) 夏季休暇の3日間
- (3) 工場製作のみを実施している期間
- (4) 工事全体を中止している期間
- (5) 受注者の責に帰さない事由により現場閉所をすることができない期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市があらかじめ週休2日制の対象外と指定する期間

(対象工事の予定価格の積算及び発注)

第6条 対象工事は、予定価格が200万円を超える工事であつて、次に掲げるものの以外の全てのものとする。

- (1) 災害の発生その他の緊急事態に対応するための工事
- (2) 工期が2週間に満たない工事
- (3) 前2号に掲げるもののほか、週休2日制を実施することが適当でないと認められる工事

2 市は、対象工事を発注しようとするときは、当該対象工事の間接工事費等、工種ごとの市場単価又は土木工事標準単価にそれぞれ別表に掲げる補正係数を乗じて積算する方法その他の適当な方法により予定価格を作成するものとする。

3 市は、対象工事を受注者希望型方式(受注者が週休2日制の実施を希望する場合に当該受注した工事について週休2日制を実施する方式をいう。)により行い、対象工事を発注しようとするときは、その旨を入札公告、指名通知等に明示してこれを行うものとする。

(週休2日制の実施の希望の申出)

第7条 市及び受注者は、対象工事の請負契約を締結したときは、速やかに工事打合せを実施し、当該受注者は、その際に、受注した対象工事について週休2日制の実施の希望の有無を申し出るものとする。

2 受注者は、前項の規定により受注した対象工事について週休2日制の実施を希望する旨を申し出たときは、速やかに、週休2日制を実施することを見込んだ工事工程表を作成し、当該対象工事に着手する日までに、その内容について当該対象工事の監督員の確認を得るものとする。この場合において、市は、週休2日制の実施のために工期内に工事を完成することができないと認めるときは、週休2日制の実施のために不足する期間について工期の延長を行うものとする。

(現場閉所日の振替)

第8条 受注者(前条第1項の規定により受注した対象工事について週休2日制の実施を希望した受注者に限る。第3項において同じ。)は、対象工事の着手後、やむを得ない事由により現場閉所日に現場作業を行う必要が生じたときは、市との協議により、当該現場閉所日を別の日に振り替えることができる。

2 前項の規定により現場閉所日を振り替える場合における当該振替後の日は、完全週休2日を実施する場合にあつては当該現場閉所日と同一週内の別の日とし、4週8休現場閉所を実施する場合にあつては当該現場閉所日と同一月内の別の日とする。ただし、当該対象工事の監督員がやむを得ない事由があると認めるときはこの限りでない。

- 3 受注者は、完全週休2日により週休2日制を実施する場合においては、降雨、降雪その他の自然的事象による計画外の現場閉所があったことを理由として第1項の規定による現場閉所日の振替を行うことができない。

(週休2日制未達成の場合の減額変更)

第9条 市及び受注者は、当該受注者が受注した対象工事について第7条第1項の規定により週休2日制の実施を希望しないことを申し出たとき又は同項の規定により週休2日制の実施を希望することを申し出た場合において週休2日制が達成できなかったとき(次条第2項において「週休2日制未達成の場合」と総称する。)は、既に締結している当該対象工事に係る請負契約について、契約締結額から第6条第2項の規定により週休2日制の達成を見込んで補正した分の額を減じる内容の変更を行うものとする。

(週休2日制の達成状況の判定及び評価)

第10条 市は、発注した対象工事が完了したときは、次の表により当該対象工事に係る週休2日制の達成状況を判定するものとする。

週休2日制の区分	週休2日制の達成の要件
完全週休2日	対象期間において、現場閉所率が100%となる場合に完全週休2日を達成したものとする。
	備考 1 現場閉所率＝(2日間の現場閉所を行った週数)÷(対象期間に含まれる週数)とする。 2 「週」とは、日曜日から次の土曜日までの7日間をいう。 3 対象期間のうち日曜日及び土曜日が含まれない週については、当該週の日曜日及び土曜日が現場閉所となっている場合は、2日間の現場閉所を行った週とみなす。
4週8休現場閉所	対象期間中の全ての月において、現場閉所率が28.5%以上となる場合に4週8休現場閉所を達成したものとする。
	備考 1 現場閉所率＝(当該月中の現場閉所を行った日数)÷(当該月中の対象期間に含まれる日数)とする。 2 現場閉所率が28.5%未満であっても、その月の土曜日及び日曜日の合計日数以上の現場閉所を行った月は、4週8休現場閉所を達成しているものとみなす。 3 降雨、降雪その他の自然的事象による計画外の現場閉所があった日も現場閉所を行った日数に含める。

- 2 市は、前項の規定により対象工事に係る週休2日制の達成状況を判定したときは、次の表に基づいて受注者の対象工事における週休2日制の取組を評価するものとする。この場合において、週休2日制未達成の場合においても、評定点を減点する評価は行わない。

評定者	考査項目		完全週休2日制を達成できた場合	4週8休現場閉所を達成できた場合
	項目	細別		

監督員	施行状況	工程管理	休日の確保を行っている取組を評価	
	創意工夫	週休2日	評定点+2点(評定点合計+0.8点)の加点	評定点+1点(評定点合計+0.4点)の加点
総括職員	社会性等	週休2日	評定点+2.5点(評定点合計+0.5点)の加点	—

(補則)

第11条 この告示に定めるもののほか、市が発注する工事において週休2日制を実施することに関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年5月1日から施行する。

別表(第6条関係)

1 土木工事

(1) 間接工事費等に対する補正係数

間接工事費等	週休2日制を達成できた場合の補正係数
労務費	1.04
機械経費(賃料)	1.02
共通仮設費	1.03
現場管理費	1.05

(2) 市場単価方式による補正係数

工種	区分	週休2日制を達成できた場合の補正係数
鉄筋工		1.04
ガス圧接工		1.03
インターロッキングブロック工	設置	1.01
	撤去	1.04
防護柵設置工(ガードレール)	設置	1.01
	撤去	1.04
防護柵設置工(ガードパイプ)	設置	1.01
	撤去	1.04
防護柵設置工(横断・転落防止柵)	設置	1.04
	撤去	1.04
防護柵設置工(落石防護柵)		1.01
防護柵設置工(落石防止網)		1.02
道路標識設置工	設置	1.01
	撤去・移設	1.03
道路付属物設置工	設置	1.01
	撤去	1.04
法面工		1.02
吹付砕工		1.03
鉄筋挿入工(ロックボルト工)		1.03
道路植栽工	植樹	1.04
	剪定	1.04
公園植栽工		1.04
橋梁用伸縮接手装置設置工		1.02
橋梁用埋設型伸縮接手装置設置工		1.04
橋面防水工		1.01
薄層カラー舗装工		1.01
グルーピング工		1.01
軟弱地盤処理工		1.02

コンクリート表面処理工(ウォーター ジェット工)		1.01
-----------------------------	--	------

(3) 土木工事標準単価による補正係数

工種	区分	週休2日制を達成できた場合の補正係数
区画線工		1.04
高視認性区画線工		1.04
橋梁塗装工		1.03
構造物とりこわし工	機械	1.03
	人力	1.04
コンクリートブロック積工		1.04
排水構造物工		1.04
鋼製排水溝設置工		1.04
表面被覆工(コンクリート保護塗装)	固定足場	1.02
	高所作業車	1.02
表面含浸工	固定足場	1.04
	高所作業車	1.04
連続繊維シート補強工	固定足場	1.04
	高所作業車	1.04
剥落防止工(アラミドメッシュ)	固定足場	1.04
	高所作業車	1.04
漏水対策材設置工	固定足場	1.04
	高所作業車	1.04
防草シート設置工		1.03
紫外線硬化型FRPシート設置工(ポリエステル樹脂)	固定足場	1.02
	高所作業車	1.01
塗膜除去工		1.04
バキュームブラスト工		1.01
道路反射鏡設置工	設置	1.01
	撤去	1.04
仮設防護柵設置工(仮設ガードレール)		1.04
機械式継手工		1.04
抵抗板付鋼製杭基礎工		1.03
ノンコーキング式コンクリートひび割れ誘発目地設置工		1.01
FRP製格子状パネル設置工		1.00
浸食防止用植生マット工(養生マット工)		1.04
支承金属溶射工		1.04
耐圧ポリエチレンリブ管(ハウエル管)設置工		1.03

2 営繕工事

(1) 間接工事費等に対する補正係数

間接工事費等	週休 2 日制を達成できた場合の補正係数
労務費	1.04

3 管路施設

(1) 間接工事費等に対する補正係数

間接工事費等	週休 2 日制を達成できた場合の補正係数
労務費	1.04
機械経費(賃料)	1.02
共通仮設費	1.03
現場管理費	1.05

(2) 市場単価方式による補正係数

工種	区分	週休 2 日制を達成できた場合の補正係数
硬質塩化ビニル管設置工		1.02
リブ付硬質塩化ビニル管設置工		1.02
砂基礎工(人力施工)		1.04
砂基礎工(機械施工)		1.04
砕石基礎工(人力施工)		1.04
砕石基礎工(機械施工)		1.04
組立マンホール設置工		1.03
小型マンホール工		1.01
取付管およびます設置工(ます設置工)		1.01
取付管およびます設置工(取り付け間布設及び支管取付工)		1.02

4 森林土木工事

(1) 間接工事費等に対する補正係数

間接工事費等	週休 2 日制を達成できた場合の補正係数
労務費	1.05
機械経費(賃料)	1.04
共通仮設費	1.04
現場管理費	1.06

(2) 市場単価方式による補正係数

工種	区分	週休 2 日制を達成できた場合の補正係数
鉄筋工(太径鉄筋を含む)		1.05
鉄筋工(ガス圧接)		1.04
防護柵設置工(ガードレール)	設置	1.01
	撤去	1.05
防護柵設置工(横断・転落防止柵)	設置	1.04
	撤去	1.05
防護柵設置工(落石防護柵)		1.02
防護柵設置工(落石防止網)		1.03
防護柵設置工(ガードパイプ)	設置	1.01
	撤去	1.05
道路標識設置工	設置	1.01
	撤去・移設	1.04
道路付属物設置工	設置	1.02
	撤去	1.05
法面工		1.02
吹付砕工		1.03
軟弱地盤処理工		1.02
鉄筋挿入工(ロックボルト工)		1.03

(3) 土木工事標準単価による補正係数

工種	区分	週休 2 日制を達成できた場合の補正係数
区画線工		1.05
排水構造物工		1.05
コンクリートブロック積工		1.05
構造物取りこわし工	機械	1.04
	人力	1.05

5 農業農村整備事業(土地改良事業)

(1) 間接工事費等に対する補正係数

区分	週休 2 日制を達成できた場合の補正係数
労務費	1.02
機械経費(賃料)	1.02
共通仮設費	1.02
現場管理費	1.05

(2) 市場単価方式による補正係数

工種	区分	週休 2 日制を達成できた場合の補正係数
----	----	----------------------

鉄筋工(太径鉄筋を含む)		1.02
鉄筋工(ガス圧接)		1.02
防護柵設置工(ガードレール)	設置	1.00
	撤去	1.02
防護柵設置工(横断・転落防止柵)	設置	1.02
	撤去	1.02
防護柵設置工(落石防護柵)		1.01
防護柵設置工(落石防止網)		1.01
防護柵設置工(ガードパイプ)	設置	1.00
	撤去	1.02
道路標識設置工	設置	1.00
	撤去・移設	1.02
道路付属物設置工	設置	1.01
	撤去	1.02
法面工		1.01
吹付砕工		1.01
軟弱地盤処理工		1.01
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.01
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.02
橋面防水工		1.01

(3) 土木工事標準単価による補正係数

工種	区分	週休2日制を達成できた場合の補正係数
区画線工		1.02
排水構造物工		1.02
コンクリートブロック積工		1.02
構造物取りこわし工	機械	1.02
	人力	1.02
鋼橋塗装工		1.01